

答 申 書

平成30年2月19日

平成30年 2月19日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪市廃棄物減量等推進審議会
会長 小幡 範雄

資源物等の持ち去り対策について（答申）

平成29年8月21日付（東大阪環循第574号）で本審議会に対して諮問された事項について、別紙のとおり答申いたします。

資源物等の持ち去り対策について
(答申)

東大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成30年2月

目 次

1. はじめに	1
2. 持ち去り行為の問題点.....	1
3. 審議結果	2

(資料)

資料1 審議会の開催経過.....	4
資料2 東大阪市廃棄物減量等推進審議会委員名簿.....	5
資料3 諮問書.....	6

1. はじめに

東大阪市では、平成28年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民や事業者とともに、一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理に努めています。

とりわけ、家庭から排出される一般廃棄物の資源化については、市民との理解と協力が必要であり、地域ごみ減量推進員や協力員と連携しながら取り組みを進めております。

このような中、現在、一般廃棄物処理計画等に基づき、市町村が分別収集しているあきかんや金属類など、再生利用が可能な資源物が集積場所等から持ち去られる事案が全国的に発生しており、一部の市民の分別協力意識の低下を招いております。その結果、適正なりサイクルが阻害されるだけでなく、持ち去られたもののうち、価値の低いものが不法投棄されることも危惧されています。

そうした背景も踏まえ、東大阪市廃棄物減量等推進審議会では、市長から資源物等の持ち去り対策について諮問を受けました。

本審議会では、持ち去りの現状、他市での持ち去り対応策、市民アンケートの結果等を踏まえ、東大阪市での今後の方針について審議を行いました。

2. 持ち去り行為の問題点

(1) 適正処理の阻害

市内で発生した一般廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、市は生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬し、適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されています。しかし、その中で経済的価値のある資源物等が持ち去られることにより、それが適正に処理されているか確認ができないとともに、正確な資源化量を把握することが困難な状況です。

(2) 市民の分別意識の低下

市による分別収集は、市民との協力関係のもとで成り立っており、持ち去り行為の発生により、集積所等の管理も阻害され、市民の分別意識の低下を招く恐れがあります。

(3) 安心・安全なごみ出しの阻害

市民アンケート結果にもあるとおり、持ち去り行為者の言動によって、市民に危害が及んでいる実態もあり、安心・安全なごみ出しが阻害されています。

3. 審議結果

今後、東大阪市においては、以下の内容を十分に尊重し、資源物等の持ち去り対策を講じていくよう求めます。

(1) 持ち去り行為に対する広報・啓発等

- ・持ち去り行為の問題点やごみの排出ルールについて、市民の理解を広げるため、市政だより等を活用した広報啓発を行う必要があります。
- ・「回収先が東大阪市」であることを明確に示した意思表示シートを作成し、市民に利用を促すことで持ち去り行為抑制に一定効果があると思われます。
- ・市民から受けた情報提供をもとに、持ち去りの実態把握を行っていくことが必要です。

(2) 定期収集以外の排出誘導

- ・不燃の小物に排出される小型の電化製品については、市内公共施設や回収協力店舗に設置している回収ボックスへ排出するよう誘導することが持ち去り対策に有

効です。

・アルミ缶については、地域の集団回収等へ排出するよう誘導することが持ち去り対策に有効であり、平成29年10月現在で462団体中、212団体がアルミ缶の集団回収を実施しています。回収量の増加に向けて未実施団体については、回収への協力を求めていく必要があります。

(3) 持ち去り行為を禁止するための条例制定について

他市では、持ち去り行為の禁止を条例で規定することで、持ち去り行為が発生したときに禁止命令、罰金などの適用をしているところがあります。本市を含む中核市では、平成29年10月現在、47市中32市が条例等で持ち去りの禁止を規定しています。しかし、条例による効果としては、約半数が「資源回収量が減少または変わらない」と回答しており、条例等の運用や罰則の適用方法については、様々な課題があります。

したがって、審議会では、条例等を整備する前に、上記(1)及び(2)による対策や他市における効果等の検証をしっかりと行い、慎重に検討するよう求めます。

(資料1) 審議会の開催経過

	開催日及び開催場所	主な審議内容
第1回	平成29年5月22日(月) 市役所1階多目的ホール	○本市の分別収集の状況について ○持ち去りの状況について
第2回	平成29年8月21日(月) 市役所1階多目的ホール	○資源物等の持ち去り対策について(諮問) ○市政モニターアンケートの結果について ○他市の持ち去り対策の事例について ○資源物等の持ち去り対策の考え方について
第3回	平成29年11月1日(水) 市役所18階会議室	○資源物等の持ち去り対策について (答申素案)
第4回	平成30年1月24日(水) 市役所11階会議室	○答申案の取りまとめ

(資料 2) 東大阪市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	団体名	氏名
学識経験者	立命館大学政策科学部	小幡 範雄
	近畿大学総合社会学部	内海 秀樹
	大阪教育大学教育学部	石川 聡子
	近畿大学法学部	吉川 正史
団体役員	東大阪市自治協議会	岩浅 哲治
	東大阪市消費者団体協議会	福本 千代美
	東大阪市再生資源集団回収推進協議会	村田 俊明
	東大阪商工会議所	岡本 義克
	東大阪市社会福祉協議会	住山 仁美
	東大阪清掃事業協同組合	渡部 敏弘
市民代表	市民公募	栗本 初枝
	市民公募	森 公子
関係行政機関 の職員	東大阪都市清掃施設組合	大浦 嘉之

事務局 環境部

(平成30年1月現在)



(資料3) 諮問書

東大阪環循第574号
平成29年 8月21日

東大阪市廃棄物減量等推進審議会
会長 小幡 範雄 様

東大阪市長 野田 義和

資源物等の持ち去り対策について（諮問）

本市では、市民との協働により家庭系ごみの分別収集に関する取り組みを進めております。しかし、近年、あきかんや大型ごみ等に含まれる金属類が行政または行政がその収集運搬を委託した業者（許可業者）以外の者によって収集の前に持ち去られる事例が多く発生しております。

このように資源物等の持ち去り行為は、本市の資源化量や資源化率に大きく影響を及ぼすほか、市民による分別意識の低下を招く要因となります。

そこで、貴審議会に対し、本市における資源物等の持ち去り対策について、意見を求めます。

